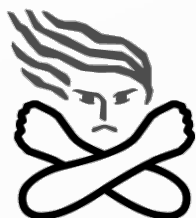




内閣府
男女共同
参画局

令和5年度 基礎研修・苦情処理研修
講義⑫ DV対策について



女性に対する暴力根絶のための
シンボルマーク



女性に対する暴力をなくす運動

令和5年11月
内閣府男女共同参画局
男女間暴力対策課

今回の説明内容

- 1 D V 相談件数等
- 2 D V 防止法の改正
- 3 内閣府の主な D V 対策

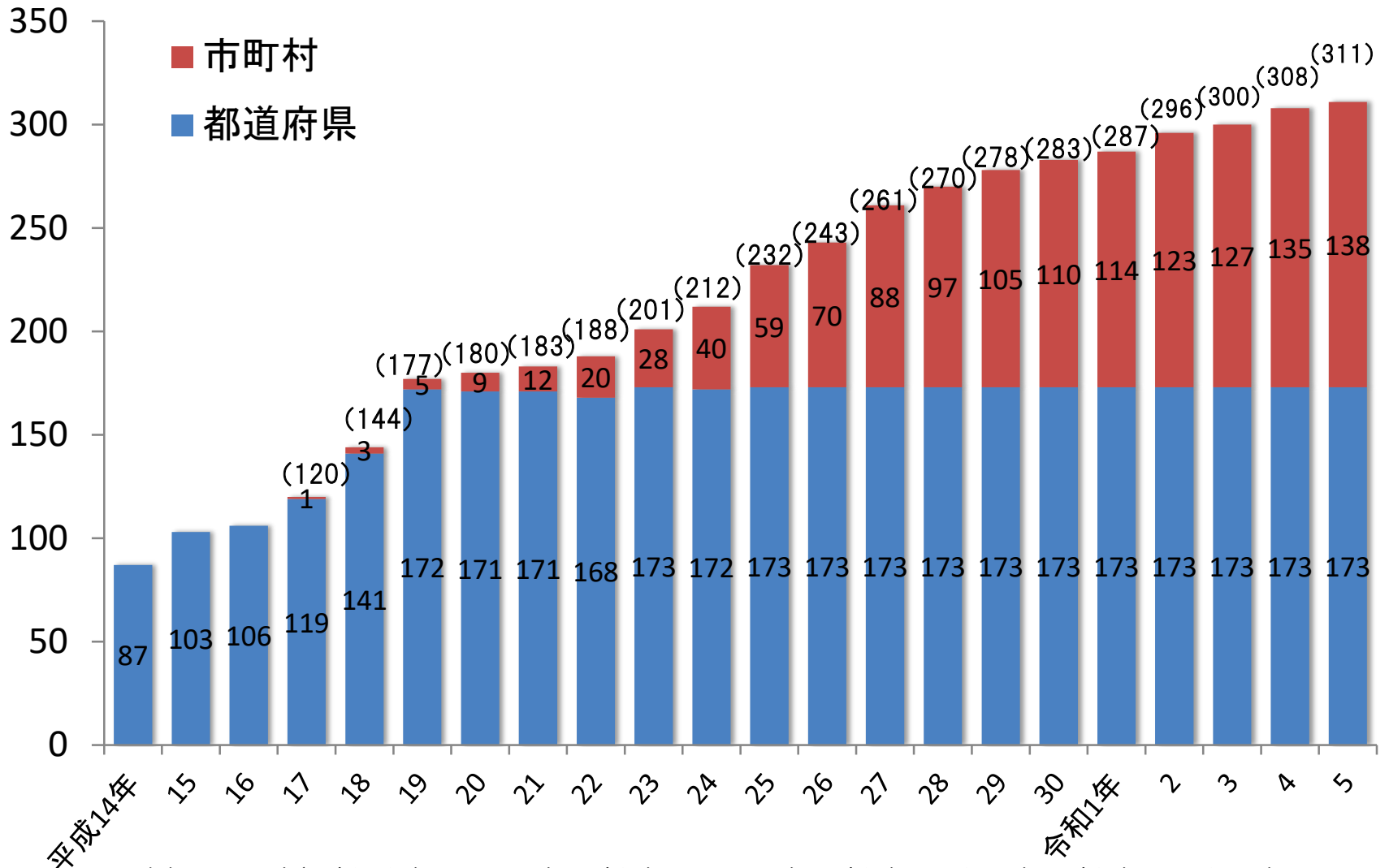
1 DV相談件数等

2 DV防止法の改正

3 内閣府の主なDV対策

配偶者暴力相談支援センター数の推移

(箇所)

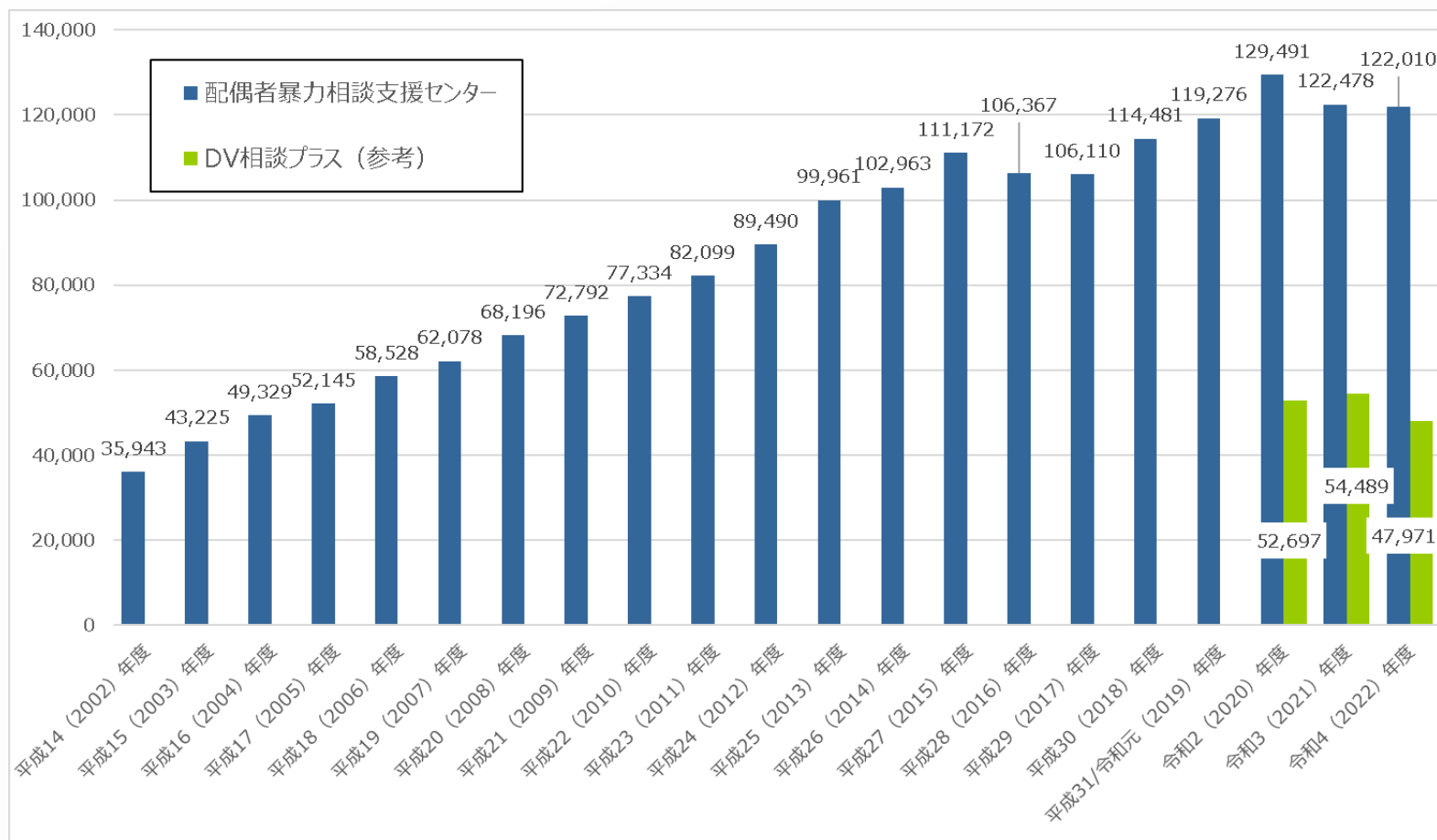


※ 各年4月1日現在(平成25・26年は7月1日現在、平成27年は11月9日現在、平成28年は7月2日現在、平成29年は11月2日現在、平成30年は12月3日現在、令和元年は7月1日現在、令和2年は11月1日現在、令和4年は9月1日現在、令和5年は4月1日現在)

※ ()内は、都道府県及び市町村が設置する配偶者暴力相談支援センターの設置数の合計

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数の推移（年次）

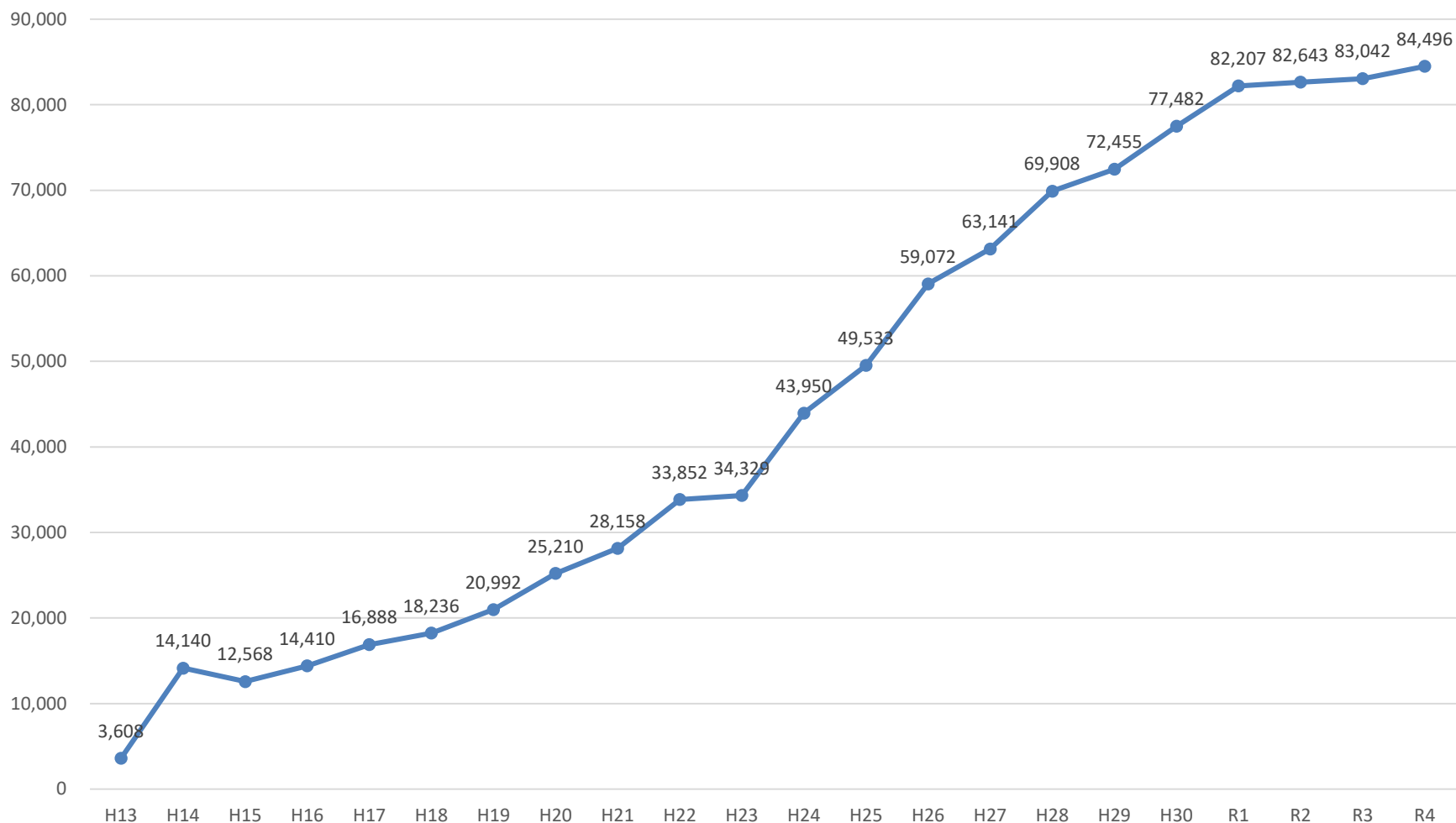
- 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、令和2（2020）年度に過去最高となり、高水準で推移。
- 令和4（2022）年度は、約12.2万件で、前年度とほぼ同数（前年度比0.4%減）。



※「配偶者暴力相談支援センター」の相談件数は、内閣府男女共同参画局において、各都道府県から報告を受けた全国の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等をとりまとめ、集計。

※「DV相談プラス」の相談件数は、令和2（2020）年4月20日に内閣府が開設した相談窓口に寄せられた相談件数を集計。

警察におけるDV等の相談等件数の推移



(注1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

(注2) 平成13年は配偶者暴力防止法施行日(10月13日)以降の件数

(注3) 法改正を受け、平成16年12月2日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事実について、20年1月11日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事実について、また、26年1月3日施行以降、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

出典: 警察庁WEBサイト(<https://www.npa.go.jp/publications/statistics/safetylife/dv.html>)

1 D V 相談件数等

2 D V 防止法の改正

3 内閣府の主な D V 対策

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要 （配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）

- ▶平成13年、参議院の「共生社会に関する調査会」から法案が提出され、第151回国会で成立。その後、平成16年、平成19年、平成25年に議員立法による改正が行われた。令和元年の児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律による改正を経て、令和5年には、保護命令制度の拡充等を内容とする改正が行われた（令和6年4月1日施行）。
- ▶配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるとともに、外部からの発見・介入が困難であり、継続して行われ内容がエスカレートしやすいなどの特殊性を有するため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護し、自立を支援するための施策を講ずる必要がある。

配偶者からの暴力（定義）

- ①法律婚の相手方
②事実婚の相手方
③生活の本拠を共にする交際相手
- からの
- 身体に対する暴力
又は
これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動

※離婚等の前に暴力等を受け、離婚等の後も引き続き暴力等を受ける場合、元①～③からの暴力等を含む

相談等の体制

- 配偶者暴力相談支援センター（以下「相談支援センター」）
 - ▶都道府県の女性相談支援センターや市町村の施設など適切な施設が機能を果たす（市町村は努力義務）
～相談又は相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保／女性相談支援センター（・委託された民間シェルター）による一時保護、被害者の自立支援促進のための情報提供その他の援助／保護の勧奨 等
- 女性相談支援員による相談・援助、女性自立支援施設における被害者の保護

被害者の保護・自立支援のための仕組み

- 配偶者からの暴力の発見者による通報等
 - ▶配偶者からの暴力（身体に対する暴力に限る）を受けている者を発見した者は、相談支援センター又は警察官に通報するよう努める
 - ▶医療関係者は、配偶者からの暴力（同上）による疾病などを発見した際は、被害者の意思を尊重し、相談支援センター又は警察官に通報できる
- 警察による被害の防止に必要な措置・援助
- 福祉事務所による自立支援

法定協議会

- 都道府県は、協議会を組織する努力義務（市町村は「できる規定」）
 - ✓被害者の保護を図るために必要な情報交換
 - ✓被害者に対する支援内容に関する協議
 - ✓関係機関等への協力要求権（資料提供等）
 - ✓協議会の従事者等に守秘義務
- ※別途、被害者の保護のための関係機関（相談支援センター、警察、福祉事務所、児童相談所など）の連携協力に関する規定あり

その他

- 職務関係者による配慮等
→被害者の国籍、障害の有無等を問わず人権尊重・安全確保等に配慮
- 教育及び啓発
- 調査研究の推進等
- 民間の団体に対する援助
- 国の負担及び補助 等

基本方針・都道府県計画等

- 国が定める「基本方針」（内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省）
- 基本方針に即して定める「都道府県基本計画」（市町村は定める努力義務）
 - ▶配偶者からの暴力の防止・被害者の保護（含：自立支援）に関する
 - (1)基本的な事項、
 - (2)施策の内容に関する事項、
 - (3)国、地方公共団体、民間団体等の連携・協力
 - (4)そのほか重要事項

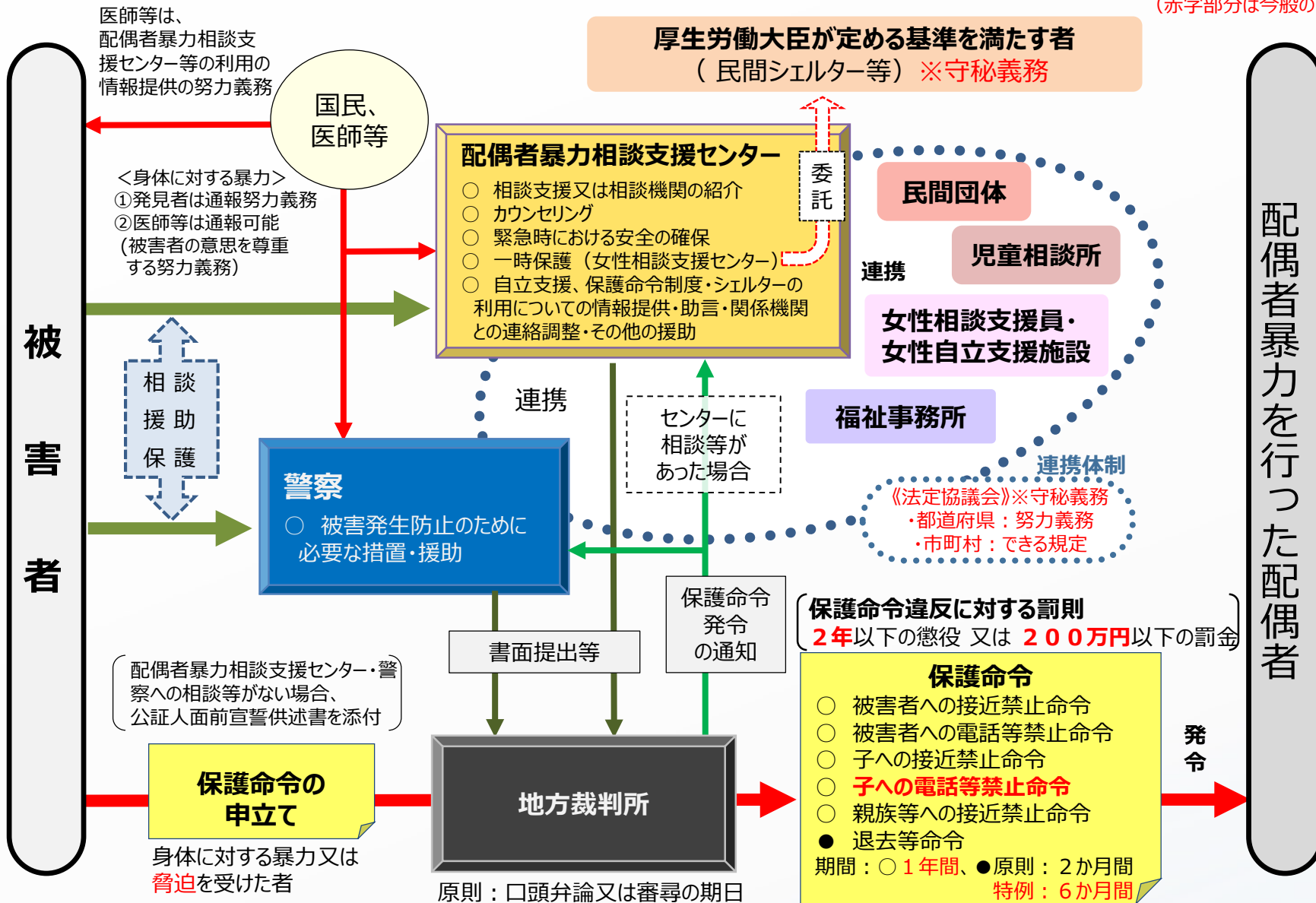
保護命令制度

- 裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度
 - ✓被害者への接近禁止命令 [1年間]
 - ✓被害者への電話等禁止命令 [1年間]
 - ✓子への接近禁止命令 [1年間]
 - ✓子への電話等禁止命令 [1年間]
 - ✓親族等への接近禁止命令 [1年間]
 - ✓退去等命令 [2か月間（特例6か月間）]
- 命令違反の罰則
：2年以下の懲役/200万円以下の罰金

※口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則

配偶者暴力防止法（DV防止法）の概要【フローチャート】

※令和6年4月1日施行時点
(赤字部分は今般の改正)



配偶者暴力防止法における「保護命令」について (赤字が改正部分)

- ▶ 保護命令制度とは、裁判所が、被害者の申立てにより、相手配偶者に対し、一定の行為を禁止する命令を発令する制度（口頭弁論又は審尋の期日を経て発令することが原則とされている。また、被害者保護のため、迅速な裁判をするものとされている。）
- ▶ 配偶者からの身体に対する暴力又は生命・身体・自由・名誉・財産に対する脅迫を受けた被害者が、更なる暴力又は脅迫により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいとき、接近禁止命令が発令される（※命令ごとに異なる要件あり）

被害者への接近禁止命令 1年間

被害者の身辺につきまったり、被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

以下の命令は、被害者への接近禁止命令の要件を満たすことを要件としており、命令期間は、被害者への接近禁止命令が発令されている間に限られる。

退去等命令 2か月間(※)

被害者と共に住む住居から退去することを命じ、当該住居の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 住居の所有者又は賃借人が被害者のみの場合は、申立てにより、6か月間

要件：配偶者からの身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、更なる身体に対する暴力により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいとき

被害者への電話等禁止命令 1年間

次に掲げる行為を禁止する命令

面会の要求／行動監視の告知等／著しく粗野乱暴な言動／無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信／緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX・メール・SNS等送信／汚物等の送付等／名誉を害する告知等／性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）／位置情報の無承諾取得等

被害者の親族等への接近禁止命令 1年間

被害者の親族等(※)の身辺につきまったり、当該親族等の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 被害者の親族（被害者の成年の子を含む）その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者

被害者の子への接近禁止命令 1年間

被害者の子(※)の身辺につきまったり、当該子の住居、学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令

※ 被害者と同居する未成年の子

被害者の子への電話等禁止命令 1年間

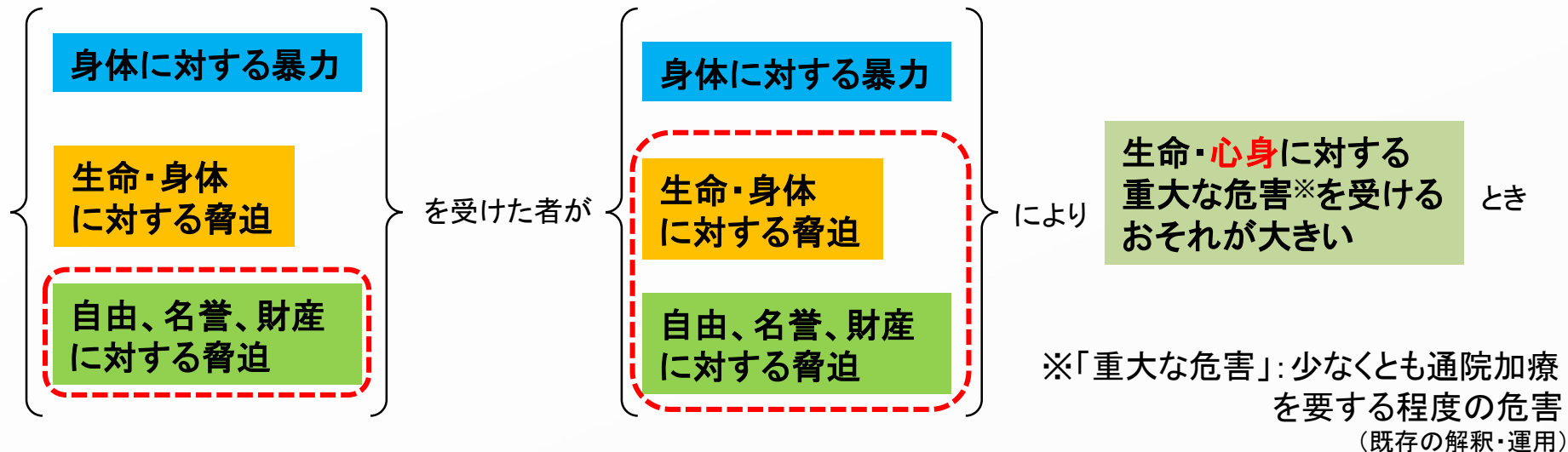
次に掲げる行為を禁止する命令

行動監視の告知等／著しく粗野乱暴な言動／無言電話・緊急時以外の連続した電話・文書・FAX・メール・SNS等送信／緊急時以外の深夜早朝（22時～6時）の電話・FAX送信／汚物等の送付等／名誉を害する告知等／性的羞恥心を害する告知等・物の送付等（電磁的記録の送信を含む）／位置情報の無承諾取得等

保護命令の要件について

【接近禁止命令の要件】

※ 及び赤字が改正部分



【退去等命令の要件】

(改正なし)



法定協議会について

配偶者からの暴力の防止・被害者の保護のための協議会を**法定化**

- **都道府県**に協議会の組織の**努力義務**（市町村は「できる」規定）
- 関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成

例：【自治体の機関】

配偶者暴力相談支援センター、都道府県警、福祉事務所（都道府県・市など）、
児童相談所（都道府県・政令市など）、教育委員会（都道府県・市町村）

【行政機関】

公共職業安定所、公共職業能力開発施設、検察庁、法務局・地方法務局、法テラス、年金事務所

【民間の団体】

民間シェルター・住宅支援団体などの支援団体

注：現在、46都道府県で基本方針に基づく協議会を設置済み。



<協議会の機能>

- ✓ 被害者に関する情報その他**被害者の保護を図るために必要な情報の交換**
- ✓ **被害者に対する支援の内容に関する協議**
(支援の一環としての配偶者からの暴力の防止を含む。)
例：代表者会議（関係部局や機関の長により構成）
実務者会議（被害者の支援に直接携わる者により構成）
個別ケース会議（個別の事案に対応）
- ✓ 関係機関等への**協力要求権**（資料・情報提供・意見の開陳等）
- ✓ 協議会の事務に従事する者・していた者に**守秘義務**
(1年以下の拘禁刑(懲役)、50万円以下の罰金)

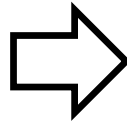
- 1 D V 相談件数等
- 2 D V 防止法の改正
- 3 内閣府の主な D V 対策

DV相談窓口

【DV相談ナビダイヤル】

はれれば

#8008



最寄りの配偶者暴力相談支援センターに電話

⇒ 電話相談・面談・同行支援・保護等



令和2年4月20日開始

24時間電話相談

つながり はやく

0120-279-889

メール相談

※24時間受付

SNS相談

※毎日12時～22時対応

同行支援

保護

緊急の宿泊提供

WEB面談も実施



soudanplus.jp

外国語相談(SNS相談)にも対応

10言語

※24時間受付

英、中、韓、スペイン、ポルトガル、タガログ、
タイ、ベトナム、インドネシア、ネパール

性暴力・配偶者暴力被害者等支援交付金(配偶者暴力被害者等支援調査研究事業)

【令和5年度予算額 3.5億円の内数】

目的

- 配偶者からの暴力被害者等を支援する民間シェルター等の先進的な取組を促進することにより、地域における官民が連携した配偶者暴力被害者等支援の充実及び多様なニーズに応じた支援の枠組みの構築に資することを目的とする。

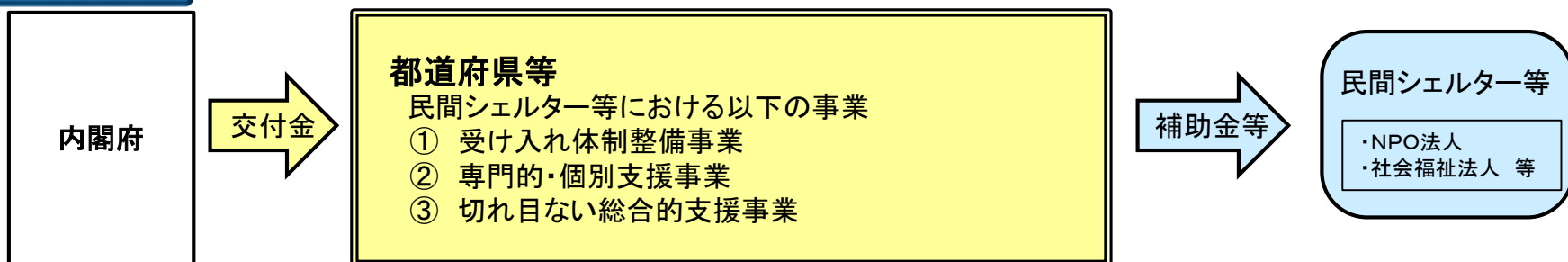
民間シェルター等の運営団体数の推

年度	R2	R3	R4
団体数	126	137	150

概要

- ◆ 交付先 : 都道府県・政令指定都市、市町村（特別区含む）
- ◆ 対象経費 : 都道府県等が負担した、民間シェルター等の先進的な取組を促進するための経費（以下①～③）
 - ①受け入れ体制整備に要する経費（母子一体で受け入れるための改修経費、メール・SNS等相談のための人件費・システム整備費、多様な被害者等を受け入れるための体制の確保（若年女性、妊産婦、障害者、男性、外国籍等の多様な被害者を受け入れるための施設の改修や居住施設の確保、施設のバリアフリー化等）等）
 - ②専門的・個別的支援に要する経費（心理的ケアや同伴児童の進学等の専門的な相談支援を行う専門職配置に要する人件費、支援員の相談支援業務の対応力向上や専門性向上に係る研修経費等）
 - ③切れ目ない総合的支援に要する経費（自立に向けたプログラム実施経費、関係機関への同行支援に係る交通費、退所者へのアウトリーチ支援に要する人件費等）
- ※上記①～③の事業実施のための付随的経費
- ◆ 交付率等 : 国 3/4（交付上限：1民間団体当たり、一つの都道府県の管内で1,000万円）
- ◆ その他 : 他の国庫補助制度を適用可能な場合は、他制度優先

予算スキーム



●配偶者暴力（DV）加害者プログラムとは●

加害者プログラム： **被害者支援の一環**として、加害者に働きかけることで**加害者に自らの暴力の責任を自覚させる**プログラム

1 背景

- 配偶者暴力防止法において、加害者更生の指導方法等の調査研究の推進について、国・地方公共団体の努力義務を規定（第25条）。
- 児童福祉法等の一部改正法（令和元年）において、加害者の地域社会における更生指導・支援の在り方に係る検討等を規定（附則）。
- 内閣府では、これまでの調査研究事業の結果等（※）も踏まえ、**令和2年度から、複数の地方公共団体の協力を得て、加害者プログラムを試行的に実施しつつ、プログラム実施の際の留意事項について検討する調査研究事業を実施。**

※ これまでの調査研究事業による指摘等

- 加害者プログラムを被害者支援の一つのツールとして捉え、包括的視点で検討することが必要。
- 現行の被害者支援体制は、加害者の元を離れざるを得ない状況に追い込まれた被害者を対象とする支援が中心。加害者が行動を変えることによって暴力がない生活を実現したいと考える被害者に対し、具体的な支援策がない。
- 加害者プログラムの介在により、加害者と同居する被害者の安全・安心の確保を図ることが可能な場合もある。

（配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業報告書（平成28年3月））

【令和2～4年度の試行実施について】

- 令和2年度は広島県、令和3年度は広島県、熊本県、長崎県で**試行的にDV加害者プログラムを実施。**
- 試行実施に参加した地方公共団体や関係機関へのヒアリング調査、有識者等による検討を踏まえ、令和4年5月、「**試行のための留意事項**」を作成・公表。
- 令和4年度は、上記の経緯を踏まえ、東京都、大阪市で**追加的な試行実施を行い、その成果等をもとに「試行のための留意事項」について必要な修正・追記等を検討し、「実施のための留意事項」を作成。**

2 作成目的

地方公共団体がDV被害者支援施策の一環として**加害者プログラムを実施するに当たり留意すべき事項**を示す。

「配偶者暴力加害者プログラム 実施のための留意事項」について 2 / 2

3 「実施のための留意事項」の概要

※ 青文字は「試行実施のための留意事項」(R4.5) から追記等した箇所

1 プログラムの位置付け

(1) 目的

被害者支援の一環として、加害者に働きかけることにより

- ・ 被害者の安全を確実なものにする。
- ・ 加害者が自身の加害責任を自覚する。
- ・ 加害者の認知・行動変容を起こす。

※ 到達目標であり、プログラム参加が目標達成を保証するものではない。

(2) 対象とする者

パートナーに対しDVを行った者で、自らが変わることに対する動機付けを持つ者（任意参加の方式）

(3) 実施する際に認識すべきリスク

- ・ 加害者に利用されるリスク
- ・ 被害者に起こり得るリスク
(被害者の安全確保に十分注意し、必要に応じ、受講中止や、被害者に一時保護等を勧奨するなどの必要性を判断する)

2 プログラム実施のための多機関連携

(1) 多機関連携の目的

(2) 実施体制モデル

- ・ 実施方法 ・ プログラム開始前に準備するべきこと
- ・ 情報取得・共有 ・ 緊急対応の仕組み

(3) 関係機関の考えられる役割

3 プログラム実施団体のあるべき姿

(1) 実施団体の責務

(2) 備えるべき人員体制と役割

加害者・被害者コンタクトを同じ者が兼ねる場合の利点、注意点（情報管理の徹底）

(3) 資質の担保と維持

4 プログラムの運営

(1) プログラムの内容

- ・ 内容 ・ 回数 ・ 実施方法（対面形式、オンライン形式）
- ・ 実施規模（3(2)の体制では、1グループ8名程度を想定）

(2) 受講条件

(3) 加害者・被害者への面談とプログラム説明

(4) 参加費

(5) プログラム実施期間中の被害者支援

緊急時の安全確保、必要に応じて被害者向けプログラムを実施

(6) プログラムの中断・中止

(7) 効果測定

(8) 受講した証明書等

- ・ 参加者への事前説明（加害者に対し発行しない旨、予め説明することも考えられる）
- ・ 証明書等への記載事項（客観的事実（期間・回数等）のみとし、暴力を振るわなくなったことを証明するものではないことを明記する等、誤解が生じないようにする）
- ・ 保有自己情報の開示請求への対応

4 今後の取組

「実施のための留意事項」を各都道府県等に配布。地方公共団体の担当者や民間団体の関係者等に対し、**加害者プログラムに関する理解の促進を図り、各地域における実施を推進**する。

➡ 各地域における実施状況等を踏まえ、**全国的な展開に向けた取組を進める**。